



協議事項

協議事項 1

件名：分割版 MD336 組織表（案）について

澤 辰水

渡部元国際理事（ガバナー協議会顧問）のご指示により分割版組織表を作成。
現在の MD336 組織表には、複合地区役員以外に、GAT 役員、LCIF 役員、一般社団法人
日本ライオンズ役員、各準地区役員が含まれており、分かりづらいとの話があり分割版
作成に至った。今後は分割版を正式に利用するかどうか。

1 ページ目

- ・ 336 複合地区ガバナー協議会役員
- ・ 336 複合地区役員（各委員会コーディネーター・委員長）

2 ページ目

- ・ 一般社団法人日本ライオンズ理事会役員
- ・ 一般社団法人日本ライオンズ各委員会役員
- ・ LCIF リーダーズ
- ・ 336 複合地区各委員会 準地区役員（各委員会コーディネーター・委員長）

訂正必要箇所

前年度から、国際理事候補者推薦選挙管理委員会 ⇒ 国際理事候補者資格審査委員会
へ変更されている。

MD336 組織表については 国際理事候補者推薦選挙管理委員会 のままであるので訂正が必要

分割版組織表（案） P6～7

協議事項 2

件名：第 4 回ガバナー協議会関連会議について

澤 辰水

※継続審議事項

第 4 回に関連会議として含まれる次期組織検討会と次期五役研修会の実施について再協議

※例年第 4 回は次期組織検討会（1 日目）と次期五役研修会（2 日目）を開催

[第 1 回ガバナー協議会での意見]

- ・ 2 日間に渡ると旅費負担が増える
- ・ 顔合わせの意味はあるが内容が研修として成り立っていない
- ・ 次期幹事研修会については、地区ごとでキャビネット運営方針が異なる為参考にならない
- ・ 次期五役研修会は別途 WEB で行ってはどうか

[日程・会場]

開催回	開催年月日	開催市／会場名
第 3 回	2024 年 1 月 25 日(木)	[下関市] 春帆楼
第 4 回	2024 年 3 月 28 日(木) 29 日(金)	[岡山市] 杜の街会議室
第 5 回	実施なし	

協議事項 3

件名：336 複合地区会計に関して

山崎 勝彦

10/13 に WEB にて 336 複合地区会計に関してのミーティングを行った。
議題は下記の通り。

1. 一般社団法人日本ライオンズ主催の会議等の複合地区運営費からの負担について
 (社)日本L 主催会議開始時における旅費負担について P8
2. 協議会議長と MD 国際大会委員長の国際大会とオセアルフォーラム旅費について

【336 複合地区旅費規程】

議長と大会委員長の旅費と登録料について
 旅 費：半額を複合地区運営費より負担する
 登録料：実費を複合地区運営費より負担する

- 3. 米子グレートサウス LC について
- 4. GMA 委員会と長期計画委員会の合同開催について 担当：澤 議長
- 5. 複合外の準地区担当役員の複合会議招集について 担当：澤 議長

協議事項 4	
件名：336複合地区 事務局給与規則、事務局就業規則、事務局規程に関する事項の周知徹底と見直しについて	池原 堅

就業規定、給与規定に関する事項について 2022-2023 年度に(一社)日本ライオンズでは職員の就業規則、給与規定が 36 協定に準じていない事項があり規定見直しをしている経緯があります。336 複合地区に於いても諸手当に関するものがあるように思います。2021 年度以降、認識の相違などで食い違いが発生しており事務局運営委員会規定、事務局規定、就業規則、給与規等、再度、周知徹底したうえで現状の規定、規則にそぐわないものがあれば改定するなど実情に合った内容に変更出来るようお願いしたい。追伸：必要であれば詳細について説明いたします。

336 複合地区各規約 P9～20

協議事項 5	
件名：複合地区ガバナー協議会事務局給与規則の見直しについて	山崎 勝彦 松岡 寿一郎

前項により、給与規則の見直しを検討し、「役職手当」を廃止する。

新旧対照表

新	旧
<p>「第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、以下 1 条ずつ繰り上げる。」</p> <p><u>第 8 条（役職手当） 削除</u></p>	<p><u>第 8 条（役職手当）</u> <u>事務局長に対しては、役職手当を支給する。</u> <u>事務局長 50,000 円</u> <u>(2) 役職手当は月額とし、超過勤務手</u> <u>当、休日出勤手当は支給しない。</u></p>

変更理由

事務局長については、本来役員ではないが事務局長ということで役職手当を付けており、超過勤務手当、休日出勤手当を付けていなかった。しかし、役員ではないため残業手当等を不支給とすると労働基準法に抵触するため。

今回、給与規則を変更し、第 8 条（役職手当）を廃止する。

高杉事務局員の給与については、役職手当（50,000 円）から昨年度の月平均残業時間（14 時間）を控除したものを基本給に加算することにより、基本給を 238,112 円とし、昨年度と同等の年収に調整する。

太田事務局員については、月 4 時間を超える残業は休日に振替えていたが、消化しきれないものがあり、期末で消化しきれない残業分は消滅していた。

このため、基本給を上げる（10,000 円）ことで調整する。

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則（協議事項 4 の各規約内） P19～20

協議事項 6

件名：複合地区ガバナー協議会事務局員昇給と冬季賞与について

山崎 勝彦
松岡寿一郎**【昇給について】**第2章 基本給
第6条 (基本給)

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

- (2) 昇給については毎年 3 月末時点の事務局所在地の最低賃金を参考にガバナー協議会の決議に基づき 7 月 1 日付けで(辞令)により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

⇒昇給については毎年事務局所在地(岡山県)の最低賃金確定時点でガバナー協議会の決議に基づき、その年の 7 月 1 日にさかのぼって辞令により執行する。

岡山県最低賃金 時間額：932 円 令和 4 年 10 月 1 日～(効力発生年月日)**【冬季(12月10日)賞与について】**336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則
第4章 退職金・賞与
第15条 (賞与の額) 賞与の額は、1回につき基準内賃金の1.5ヶ月分とする。**協議事項 7**

件名：長期計画委員会からの新会員入会案内書制作に関する件

池原 堅
酒井 公一

※継続審議事項

2022-2024 年度長期計画委員会が発足し、短中長期計画に向けた取り組みを推進しております。今年度も引き続き澤議長中心に各準地区ガバナー、各委員会が始動しており特に今年度は GAT・GMA 組織に新たなプログラム、ミッション 1.5 がスタートいたしました。

毎年、クラブ結成、会員増強、会員維持、会員満足度の向上に余念がありませんが今回のミッション 1.5 も結果的には同じ考え方です。

※ミッション 1.5、2027 年 7 月 1 日で世界会員 150 万人達成が目標(2023-2024 年度純増 500 人)

要約するとミッション 1.5 は今までの GAT、GMA 組織が一体となり各クラブ役員、地区役員、MD 役員、国際理事関係役員が共に趣旨を理解しクラブ結成、女性、学生会員を含めた新会員加入推進と同時に、会員満足度を上げる手法として退会防止策となるアクティビティを協力で推進し目的達成するプログラムと考えます。

以上のようなことから会員入会案内書はなくてはならないものです。

近年、ライオンズクラブはマーケティング、PR 活動が他団体と比較して劣っているように思えます。まずは、きめ細かな事から推進して行く必要がありますので早急に対処いただきたい。

尚、入会案内書をデータで各準地区に送付し印刷して利用する方法は良いと思いますが A3 判普通紙用紙に両面印刷し利用することは単価的にはコピーの単価の方が高いし紙質も良くありませんのでここは再度、ご検討ください。

～参考までにカラーコピーA3判単価 10～25 円 これに両面となると倍の金額

依頼状..... P21
制作費見積..... P22**協議事項 8**

件名：336 複合地区第 70 回年次大会について

勝本 竜一

- (1)開催年月日 2024 年 6 月 1 日(土) 記念ゴルフ大会 / 前夜祭
-
- 2024 年 6 月 2 日(日) 分科会 / 総会 / 式典

(2)開催場所

- 【記念ゴルフ大会】下関ゴールデンゴルフクラブ
-
- 【前夜祭】海峡メッセ下関

【代議員分科会・代議員総会・大会式典】 海峡メッセ下関

会場アクセスのご案内 P23～24

(3)大会プログラム
第 70 回年次大会プログラム (案) P25

(4)大会運営組織構成
第 70 回年次大会運営組織表 (案) P26

(5) 336 複合地区第 70 回年次大会事務局
住 所 〒750-0007 山口県下関市赤間町 7-16 赤間町ビル 201 下関 LC 内
TEL 083-222-2867 (月・水・金 10:00～14:00)
FAX 083-222-2867
E-mail : md336.70taikai.shimonoseki@gmail.com

ホストクラブ 336-D 地区 7R1Z・7R2Z の 12 クラブ
7R1Z 下関 LC、下関東 LC、下関西 LC、下関長府 LC、下関北 LC、下関響灘 LC、
下関新下関 LC、下関維新 LC
7R2Z 豊浦 LC、菊川 LC、豊北 LC、下関中央 LC

(6)大会予算 (案) P27
2023/11/7 336 複合地区大会費口座から下記年次大会ホスト事務局 (下関 LC 内)
口座へ 500 万円を送金済み

西京銀行 下関支店 (普) 2084388
口座名 下関ライオンズクラブ第 70 回複合地区年次大会
委員長 勝本 竜一 (かつもとりゅういち)

(7) 登録料 大会登録料 : なし
前夜祭登録料 : 13,000 円
記念ゴルフ大会登録料 : 5,000 円

(8)登録締切日
予備登録締切日 : 2024 年 1 月 18 日 (木)
本登録締切日 : 2024 年 3 月 21 日 (木)

協議事項 9

件名 : MD336 運営マニュアル 第 21 版 制作 予算(案)	松岡 諒
------------------------------------	------

運営マニュアル第 21 版制作にあたり、予算 (案) について承認をいただきたい。
予算 (案) P28

協議事項 10

件名 : マニラオセアルフォーラムについて	徳永 修
-----------------------	------

MD336 登録状況

	人数
現地参加登録 (近ツーオフィシャル申込)	16
現地参加登録 (自己手配)	14
現地参加登録 (自己手配) (近ツーへ登録代行申込) ※要別途@2,200 登録代行手数料	10
現地参加なし 登録のみ (近ツーへ登録代行申込) ※要別途@2,200 登録代行手数料	43
現地参加なし 登録のみ (自己手配)	10
計 :	93

議長と国際大会委員長の旅費について

議長と大会委員長の大会登録料全額と渡航費の半額を複合地区運営費より拠出する

173,720 円（議長分）+177,950（大会委員長分）=351,670 円
後日近畿日本ツーリストへ振込み

請求書（議長分） P29
請求書（大会委員長分） P30

協議事項 11

件名：2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長選出について	澤 辰水
-----------------------------------------	------

- ・ 就任を希望する前・元ガバナー（自薦・他薦を問わず）の立候補・推薦届出書をガバナーより地区内前・元ガバナー各位へご案内いただく
- ・ 立候補・推薦届出書を記載の上、議長宛（複合事務局宛）提出をもって意思表示とする

提出期間：第 2 回ガバナー協議会后 11/17（金）～ 12/10（日）消印有効
送付先：協議会議長宛（336 複合地区ガバナー協議会事務局宛）
提出方法：封書

12/11 以降 1/25（第 3 回ガバナー協議会）迄に議長、現ガバナー、第一副地区ガバナーで次期協議会議長選任打ち合わせ会を開催、次期議長を選出し、報告書を現議長へ提出する
※覚書 2)項を参照

次期議長選案内（案） P31
届出書（案） P32
打合せ会案内（案） P33
次期協議会議長選任に関する覚書 P34

協議事項 12

件名：平和ポスターコンテスト最終審査会について	蔵本 守雄
-------------------------	-------

第 3 回 MD YCE 委員会の中で開催
日 時：12/4（月）15：00～17：00 ※会議後懇親会実施
場 所：336 複合地区ガバナー協議会事務局
出席対象：議長・ガバナー・MDYCE 委員会世話人・MDYCE 委員長・MDYCE 副委員長
準地区 YCE 委員長

外部審査員 2 名への謝礼金（交通費含む）：1 名あたり 5000 円を複合地区運営費より拠出

外部審査員プロフィール P35～36

その他協議事項



2023～2024 年度
336 複合地区ガバナー協議会・336 複合地区各委員会 役員一覧表 (案)

※2023/08/18 現在

ガバナー協議会					
構成員 (兼緊急援助資金委員会)	議長	副議長	副議長	幹事	会計
	澤 辰水 D・下関	藤井 信英 B・岡山みらい	山崎 もとみ D・大田	三口 巖 C・宮島口	山崎 勝彦 A・高知
事務局運営委員会	委員長	委員 (キャビネット幹事)			
	松岡 寿一郎 D・下関	松岡 哲也 B・岡山みらい	藤本 節男 D・大田	澤田 和寿 C・宮島口	斎藤 明子 A・高知
顧問 (元国際理事)					
渡部 雅文 B・倉敷西		谷野 徹 D・下関西		名越 勉 B・倉吉	

※日本レベル会議に委員として出席

複合地区各委員会					
各チーム・委員会		担当ガバナー 世話人	MD 委員長 MD コーディネーター	MD 副委員長 MD 副コーディネーター	
LCIF		藤井 信英 B・岡山みらい	高岡 英治 A・松山湯築	藤井 信英 B・岡山みらい	
GAT	GMA	真鍋 隆 世話人 A・こんびら	池原 堅 C・福山久松	第一副地区ガバナー 石井 淑雄 上原 正樹 鳴戸 大二 神田 義満 A・坂出白峰 B・岡山西 C・広島鯉城 D・防府	
	GMT	藤井 信英 B・岡山みらい			
	GLT	山崎 勝彦 A・高知	西尾 慎一 B・鳥取	第二副地区ガバナー 向 和人 榎本 明 西本 義弘 日下 真二 A・徳島すだち B・総社雪舟 C・広島 D・出雲中央	
	GST	弓場 秀俊 C・三原	中島 繁 D・宇部かたばみ	占部 智之 C・福山松永	
	SCP FWT	山崎 もとみ D・大田	鶴飼 恵美 C・広島紅葉		
会則および付則・ 運営マニュアル編集		岡村 聖爾 D・下関北	※松岡 諒 C・福山久松	一宮 昭夫 A・北島	
IT・M・ライオンズ情報		藤井 信英 B・岡山みらい	泉 清博 A・高知中央	廣畑 雅弘 D・萩	
アラート	実動	藤井 信英 B・岡山みらい	※西尾 慎一 B・鳥取	植田 節雄 D・浜田	
	運営			出射 隆文 A・高松フェニックス	
YCE・国際関係・レオ・ 平和ポスター		三島 英揮 C・福山東	蔵本 守雄 A・高松源平	大和 博見 D・安来十神	
青少年・ライオンズ クエスト・薬物乱用防止		三口 巖 C・宮島口	※春木 扶佐子 A・鳴門	沖 一雄 C・福山	
環境保全・保健福祉・ 献血・献眼・視聴覚		三口 巖 C・宮島口	田中 秀幸 D・下関	保久 早苗 C・東広島ウエスト	
長期計画		地区ガバナー 山崎 勝彦 藤井 信英 三口 巖 山崎もとみ A・高知 B・岡山みらい C・宮島口 D・大田	酒井 公一 A・高知りょうま	第一副地区ガバナー 石井 淑雄 上原 正樹 鳴戸 大二 神田 義満 A・坂出白峰 B・岡山西 C・広島鯉城 D・防府	

複合地区監査 委員	松本 正福 B・境港	弓場 秀俊 C・三原	第70回 年次大会委員長	勝本 竜一 D・下関
-----------	---------------	---------------	-----------------	---------------



2023～2024 年度 役員一覧表 (案)

※2023/8/18 現在

一般社団法人日本ライオンズ

理事会	常務理事		副理事長		監事/監査	
	澤 辰水 D・下関		池原 堅 C・福山久松		岡村 聖爾 D・下関北	
委員会	ライオン誌 日本語版委員会 委員		国際大会委員会委員 (MD336 委員長)		国際理事候補者推薦 選挙管理委員会 委員	
	上田 隆政 C・三原		徳永 修 C・尾道		酒井 公一 A・高知りょうま	
	アラート委員会					
	西日本統括リーダー	委員	MD336 班長	MD336 副班長		
藤井 信英 B・岡山みらい	西尾 慎一 B・鳥取	畑中 隆之 B・岡山みらい	織田 秀樹 A・東予	井上 哲孝 B・岡山みらい	廿日出 一晴 C・呉安浦	植田 節雄 D・浜田

LCIF 役員

LCIF 副エリアリーダー 336・337 担当	MD336 コーディネーター	MD336 副コーディネーター
橋本 充好 A・高知柏	高岡 英治 A・松山湯築	藤井 信英 B・岡山みらい

336 複合地区各委員会 準地区コーディネーター・委員長

各チーム・委員会		準地区役員 ※複合・日本レベル会議出席時			
		GMA リーダー=ガバナー LCIF コーディネーター=ガバナー 各委員会委員=準地区委員長 (※長期計画委員会委員=委員) GAT コーディネーター=準地区コーディネーター			
		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
GAT	LCIF	山崎 勝彦 高知	上原 正樹 岡山西	三口 巖 宮島口	山崎 もとみ 大田
	GMA	山崎 勝彦 高知	藤井 信英 岡山みらい	三口 巖 宮島口	山崎 もとみ 大田
	GMT	真鍋 隆 こんびら	難波 進 岡山あげは	宮本 浩二 広島西北	岡田 和好 長門
	GLT	真鍋 隆 こんびら	高尾 佳孝 境港	高田 信吾 福山葦陽	今井 久師 桜江
	GST	長尾 和彦 高松源平	畑中 隆之 岡山みらい	横路 望 広島フェニックス	清水 敏昭 光
	SCP FWT	藤岡 志津恵 高知りょうま	齊藤 由香 岡山みらい	大辺 幸枝 宮島口	三宅 和美 菊川
会則および付則・ 運営マニュアル編集		徳本 秀樹 松山西	西尾 慎一 鳥取	鈴木 健吾 三原本郷	堀江 成 江津
IT・M・ライオンズ情報		酒井 陽典 高知柏	松本 善文 境港	高橋 信也 広島西北	武部 昭 平田
アラート	実動	織田 秀樹 東予	井上 哲孝 岡山みらい	廿日出 一晴 呉安浦	植田 節雄 浜田
	運営	白坂 吉友 高知りょうま	眞治 憲之 倉敷天領	田部 眞一郎 庄原	中川 和昌 岩国錦
YCE・国際関係・レオ・ 平和ポスター		馬場 信一 高知南	小銭 和明 倉敷東	鈴木 啓介 広島中央	林 昴史 下関維新
青少年・ライオンズ クエスト・薬物乱用防止		吉村 政男 土佐	小沢 恭介 岡山	神原 高宏 神辺	坂根 良一 大田
環境保全・保健福祉・ 献血・献眼・視聴覚		井出 幸彦 今治東	池田 康利 鳥取いなば	小笠原 博 大竹	高島 俊司 斐川
長期計画		向 和人 徳島すだち	榎本 明 総社雪舟	西本 義弘 広島	日下 眞二 出雲中央
		坂東 伸政 高知黒潮			
		一宮 昭夫 北島	難波 進 岡山あげは	九十九 誠 尾道瑠璃	原田 瑞樹 松江

【日本ライオンズ主催 REAL 会議開催時における旅費負担について】

会 議	日本 L からの負担	備 考
執行理事会	なし	⇒現・前議長分を 336 複合地区から負担 (交通費+宿泊費)
理事会	なし	⇒現・前議長分を 336 複合地区から負担 ⇒監事分を 336 複合地区から負担 ※監事については委嘱された年度 2 年間 (交通費+宿泊費)
社員総会	なし	⇒現・前議長分を 336 複合地区から負担 ⇒監事分を 336 複合地区から負担 ※監事については委嘱された年度 2 年間 (交通費+宿泊費)
会計監査	あり	四半期毎に監査委員の個人口座へ日 L から直接振込み
ライオン誌 委員会	あり	年 2 回 REAL 会議を開催 四半期毎に委員の個人口座へ日 L から直接振込み
<p style="text-align: center;">【各種委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際理事候補者資格審査委員会 ・ 会則委員会 ・ 国際大会委員会 ・ YCE 委員会 ・ LQ・薬物乱用防止委員会 ・ アラート委員会 		<p style="text-align: center;">8 複合地区均等負担（プール計算）</p> <p>四半期に行われた日本ライオンズ主催各委員会の請求書と内訳明細が複合事務局へ届く ⇒ 日本ライオンズへ支払い</p> <p>四半期毎に REAL 出席された委員の個人口座へ日本ライオンズから直接振り込みがなされる</p> <p>※アラート委員会については<u>西日本統括リーダーへの負担はなし</u> ⇒ 336 複合地区負担とする</p>

336 複合地区旅費規程

	交通費	食事代			宿泊費	通信・雑費
		朝	昼	夕		
役員	・航空機 ・列車 普通車 (急行・特急を含む) ・船 (特等) ・バス	/	/	2,000	朝食付実費 (上限10,000円)	/
		合計 ¥2,000				
職員	・列車 普通車 (急行・特急を含む)	/	/	2,000	朝食付実費 (上限10,000円)	/
		合計 ¥2,000				

(注)

1. 交通費は、路線検索ソフト“駅すぱあと”で算出した自宅最寄り駅から会場最寄り駅までの原則公共交通機関（※主に JR 指定席特急料金、航空機はエコノミー最安値に準じたクラス、バス、船を含む）の往復分金額を支給する。
2. 自家用車利用時の駐車代については、公共交通機関を利用した場合の往復分金額に含める。
3. 宿泊費の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として1泊分が望ましい。
4. 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
5. 職員については、交通費は役員と同等に取り扱うものとする。
6. 旅費支給の対象となる行事
 - (1) 336 複合地区ガバナー協議会
 - (2) 336 複合地区レベルの会議
7. 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費及び登録料については、実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
8. 役員がガバナー協議会の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費及び登録料の実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
9. 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - (1) 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - (2) 現地におけるタクシー代、通信費（私用以外のもの）は、実費を支給する。
10. 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3分の2 以上の賛成を要する。
11. 本規程は、1984 年 7 月 1 日から実施する。
 - 1999 年 8 月 21 日 一部改正
 - 2005 年 8 月 20 日 一部改正
 - 2006 年 1 月 28 日 一部改正
 - 2006 年 11 月 18 日 一部改正
 - 2007 年 10 月 25 日 一部改正
 - 2009 年 8 月 12 日 一部改正
 - 2011 年 1 月 29 日 一部改正
 - 2011 年 7 月 1 日 一部改正
 - 2014 年 7 月 1 日 一部改正
 - 2017 年 7 月 1 日 一部改正
 - 2018 年 10 月 27 日 一部改正
 - 2019 年 8 月 8 日 一部改正
 - 2021 年 1 月 22 日 一部改正

336 複合地区慶弔規程

1. 地区ガバナー、複合地区各種委員長・委員（以下役員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 役員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 役員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

役員	¥20,000
配偶者	¥10,000
父母	¥10,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (3) 役員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥10,000 程度の金品を贈る。
 - (4) 役員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。

2. 協議会事務局職員（以下職員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 職員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 職員が出産したときは、¥5,000 を贈る。
 - (3) 職員の配偶者が出産したときは、¥3,000 を贈る。
 - (4) 職員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

本人	¥10,000
配偶者	¥ 5,000
父母	¥ 5,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (5) 職員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥5,000 程度の金品を贈る。
 - (6) 職員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。

3.
 - (1) 本規程の実施に当っては、その都度ガバナー協議会によって任命された事務局運営委員会の承認を要する。
 - (2) 本規程各項の金額については、ガバナー協議会議長が特に必要と認めた場合には増額することができる。
 - (3) 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (4) 本規程は、

1984 年 7 月 1 日	から実施する。
1990 年 8 月 19 日	一部改正
2004 年 8 月 21 日	一部改正
2015 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正

336 複合地区緊急援助資金規定

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、2023年7月1日現在、10,030,607円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し、剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配当分）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経てこれを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を1,000万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害の内から、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会の構成員をもって構成する。
委員長には、ガバナー協議会議長が当る。

5. 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当っては、全委員の3分の2以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、すみやかにその用途を報告する。

6. 委員会は、複合地区会則12条4項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残高は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規定は、1985年7月1日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上の賛成投票によって改廃することができる。

1994年5月22日改正

(注) 第1項中の年度と金額は、年度に応じて改定されるものである。

336 複合地区委員会運営内規

1. 336 複合地区各種委員会委員長の招集する諸会合は、この内規によって処理される。
2. 招集
 - (1) 複合地区各種委員会の会議は、ガバナー協議会議長の承認を得て、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で招集する。各地区ガバナーにも同文の写しを送る。
 - (2) 複合地区委員長が準地区委員長を招集する連絡会議あるいは研修会等の開催は、事前にガバナー協議会の承認を得る。ただし、急を要する場合は、議長の承認を得て招集することができる。
招集に当っては、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で各地区ガバナーに派遣を要請する。
 - (3) 各地区ガバナーは、上記いずれの会議にも出席することができる。
 - (4) 会議は、原則として複合地区事務局またはその所在地で開催する。他の場所で開催する場合は、事前にガバナー協議会議長の承認を得る。
3. 会議の運営および報告
 - (1) 会議は複合地区委員長またはコーディネーターが主宰し、開催後 7 日以内にガバナー協議会議長に会議録をもって報告する。事務局はその要録を関係者に配布する。
 - (2) 会議要録に答申あるいは具申等の含まれる場合は、ガバナー協議会はできるだけ早く協議会の意向を取りまとめ、委員長に指示する。
4. 経費
会議費はガバナー協議会が負担するが、旅費は各準地区が負担する。
ただし、ガバナー協議会が委嘱した顧問、委員長・コーディネーター、委員およびガバナー協議会議長が出席を承認した者の旅費は、ガバナー協議会が負担する。
5. その他
 - (1) ガバナー協議会が別に運営内規を定めている委員会は、その内規により運営される。
 - (2) その他運営上必要な事項が生じた場合の措置は、委員長・コーディネーターよりガバナー協議会に要請する。
 - (3) この内規の改正、廃棄はガバナー協議会の議決による。

1990年8月19日	制定・施行
2001年8月4日	一部改正
2002年8月3日	一部改正
2014年7月1日	一部改正
2016年7月30日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定

第1条 名称

この委員会の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会（以下委員会という）と称する。

第2条 目的

この委員会は、336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）が、その目的を十分に遂行するよう指導管理する。

第3条 構成

議長が指名する運営委員長と、各地区幹事で構成する。

第4条 会合

会合は議長および委員長が必要と認めたとき、または委員会構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに開催する。

第5条 任務

次の任務を遂行する。

1. 複合地区運営に必要な資金および所有財産を、ガバナー協議会の指示により運営管理する。
2. 事務局の指導監督。
3. 事務局の予算作成とその執行の管理。
4. ガバナー協議会資料ならびに議事録の作成。
5. ガバナー協議会開催準備ならびに会場の設営。
6. 複合地区委員長・コーディネーター開催会議の諸準備ならびに会場の設営。
7. 複合地区内各委員長・コーディネーター業務の補助
8. その他、ガバナー協議会議長が必要と認めた事項。

第6条 会計報告

1. 委員会は、ガバナー協議会議長に会計報告を行い、その承認を得なければならない。
2. 委員会は年 2 回以上、複合地区監査委員による監査を受けなければならない。
3. 委員会は監査を受けた都度、その結果を付して、ガバナー協議会に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第7条 改正

本規定の改正には、ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第8条 施行

本規定は 1976 年 7 月 1 日から施行する。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1983 年 5 月 22 日 | 一部改正 |
| 1986 年 5 月 10 日 | 一部改正 |
| 1991 年 5 月 26 日 | 一部改正し、同年 6 月 21 日施行する。 |
| 1996 年 8 月 18 日 | 一部改正 |
| 2000 年 8 月 5 日 | 一部改正 |
| 2002 年 3 月 23 日 | 一部改正 |
| 2005 年 8 月 20 日 | 一部改正 |
| 2014 年 7 月 1 日 | 一部改正 |

336 複合地区ガバナー協議会事務局規定

第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条 改正

本規定の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条 施行

本規定は1991年5月26日制定し、同年6月21日施行する。

1996年7月18日 一部改正

2016年7月30日 一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章 総則

第1条（この規則の効力）

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

(2) この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章 服務および職制

第2条（職員の義務）

職員はこの規則およびガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第3条（職員の職制）

事務局の事務処理を行うため事務局職員を置き、うち1名を事務局長とする。

(2) 事務局長は、ガバナー協議会および事務局運営委員長の指示および助言により事務局の事務を統括し、事務局職員を指導監督する。

(3) 事務局職員は、事務局運営委員長および事務局長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。

第3章 勤務

第4条（所定勤務時間および休憩時間）

職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始 業 午前9時

終 業 午後5時

休憩時間 正午より午後1時まで

(2) 前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第5条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第6条（時間外勤務または休日勤務）

業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

(2) 時間外勤務または休日勤務の実働時間が第4条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

(3) 時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第7条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数をガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時まで、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章 休日および休暇

第8条（休日）

休日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 土曜日
3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）
4. 夏期休日 3日（土、日、祝祭日を含まない）
5. 年末年始休日 年末年始の5日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

6カ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した職員に対して、継続または分割した10日の有給休暇を与える。6カ月経過日からの継続勤務年数に応じて1年後1日、2年後2日、3年後4日、4年後6日、5年後8日、6年後10日を加算し、20日を限度とする。

- (2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第10条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第11条（結婚休暇）

職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して5日間の結婚休暇を与える。

- (2) 職員の子供が結婚する場合は、2日の休暇を与える。

第12条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

1. 本人の父母、配偶者、子 当日を含め7日（休日がある場合は通算する）
2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母 当日を含め3日（休日がある場合は通算する）
3. その他の親族 当日を含め2日（休日がある場合は通算する）

第13条（出産休暇）

6週間以内（多胎妊娠の場合は14週）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

- (2) 出産の翌日から8週間の休暇を認める。

第14条（公民権行使の時間）

職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することができる。

第5章 人事

第15条（採用）

事務局は募集に応募した者の中からガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

- (2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真
2. 最終学校卒業証明書
3. 健康診断書
4. その他ガバナー協議会が必要と認める書類

第16条（試用期間）

試用期間は3ヶ月とする。

- (2) 試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員（雇用期間がある場合がある）として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第17条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第18条（退職願）

職員が退職しようとする場合、少なくとも2ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

- (2) 前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第19条（解雇）

職員が次の一に該当する時は30日前までに予告するか、もしくは30日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第20条（解雇制限）

職員が次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後30日間
2. 産前産後の女性職員が、第13条により休業する期間、およびその後30日間

第21条（休職）

次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、ガバナー協議会以外の業務に従事する時
2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
3. 業務外の疾病により6ヶ月以上欠勤する時
4. 育児休業、介護休業等が生じた時

- (2) 前項の1および2についての休職期間はその都度定め、3号の場合は6ヶ月とする。

- (3) 育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。

- (4) 第1項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第22条（定年）

職員の定年は、満60歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65歳までは再雇用の機会を与え、1年ごとに更新をする。

- (2) 定年後の給与について、見直しを行う。

第23条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 給与および諸給付

第24条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章 賞罰

第25条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第26条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. ガバナー協議会が特に必要と認めた時

第27条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告…………… 文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給…………… 1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の10分の1以内で減給する
3. 出勤停止…………… 7日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職…………… 役職を解く
5. 論旨退職…………… 退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から3日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。

6. 懲戒解雇…………… 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第28条 (懲戒)

下記のいずれかに該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時 (14 日以上の場合は懲戒解雇とする)
2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第29条 (損害賠償)

職員が故意に重大な過失により、336 複合地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章 附則

第30条 (施行および改正)

この規則は2003年7月1日より施行する。

また、この改正は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007年3月24日	一部改正
2013年8月1日	一部改定
2014年7月1日	一部改定
2020年8月7日	一部改定

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第1章 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は就業規則第24条の定めに基づき、336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局の職員の勤務に対し支給する給与について定めたものである。

第2条（給与の種類）

給与の種類は次の各号の通りとする。

1. 基本給
2. 諸手当
 - イ. 役職手当
 - ロ. 通勤手当
 - ハ. 時間外勤務手当

第3条（給与の構成）

給与の構成は次の通りとする。

1. 基準内給与 基本給、役職手当
2. 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当

第4条（給与の計算および支払い方法）

職員の給与は前月21日より当月20日までを1給与計算期間とし、その期間の給与を毎月25日に本人に通貨をもって、もしくは本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座への振込みをもって支払う。

第5条（給与の日割計算）

給与計算期間の途中において採用、退職、解雇その他給与支払いの上の異動が生じた場合は、日割計算でもって給与を支払う。

(2) 給与の日割計算は次の算出による。

日割計算 = 賃金月額 ÷ { (365日 - 年間所定休日) × 1/12 }

※ 賃金月額 = 基本給

※ 年間所定休日 = 就業規則第8条に定める休日総数

※ 時間割計算 = 賃金月額 ÷ 138

※ 時間割計算は円位未満を四捨五入

(3) 不就業の扱い

次の各号の一に該当する場合は、その期間の給与を控除するか、または支給しない。

1. 欠勤および遅刻、早退、外出等の使用による不就業
2. 休業による不就業
3. ガバナー協議会の指示に基づかない就業

第2章 基本給

第6条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

(2) 昇給については毎年事務局所在地（岡山県）の最低賃金確定時点で、ガバナー協議会の決議に基づきその年の7月1日にさかのぼって辞令により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

第7条（控除）

所得税、市民・住民税、社会保険料、協定による積立金等については給与から控除する。

第3章 諸手当

第8条（役職手当）

事務局長に対しては、役職手当を支給する。

事務局長 50,000円

(2) 役職手当は月額とし、超過勤務手当、休日出勤手当は支給しない。

第9条（通勤手当）

1. 電車、バスの交通機関を利用して通勤するものには、通勤手当を支給する。その額はガバナー協議会が定める。
2. 自家用車を利用して通勤するものには、自宅から指定勤務地間の最短距離により下表に基づいた計算により支給する。

通勤距離 (片道基準)	月 額		
	18 日以上	11 日以上 18 日未満	10 日以下 (日割計 算)
5 km未満	3,000	1,800	120
5 km以上 10 km未満	6,000	3,600	240
10 km以上 15 km未満	9,000	5,400	360
15 km以上	12,000	7,200	480

第 10 条 (時間外勤務手当)

所定終業時間外または休日に勤務した場合は、勤務した時間数に対し、各々超過勤務手当および休日勤務手当として第 5 条に規定した時間割計算額に 1.25 (法定休日については 1.35) を乗じた額を支給する。

第4章 退職金・賞与

第 11 条 (退職金の支給範囲と算出)

満 3 年以上勤務し退職 (解雇および本人の死亡を含む) した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

第 12 条 (勤続年数)

勤続年数の計算で 1 年未満は 1 ヶ月につき 1/12、1 ヶ月未満は 1 ヶ月とする。

第 13 条 (賞与)

賞与は年 2 回、支給時期に 6 ヶ月以上在籍する事務局員に対して、夏季および冬季に支給する。

第 14 条 (支給日)

賞与の支給日は次の通りとする。但し、その支給日が休日の時はその前日とする。

夏季賞与 6 月 10 日

冬季賞与 12 月 10 日

第 15 条 (賞与の額)

賞与の額は、1 回につき基準内賃金の 1.5 ヶ月分とする。

第5章 慶弔に関する祝い金、弔慰金および見舞金

第 16 条 (慶弔・見舞金額)

職員およびその家族の慶弔あるいは罹病、災害に際しては 336 複合地区慶弔規程の定めによる。

第6章 附則

第 17 条 (施行および改廃)

この給与規則は 2003 年 7 月 1 日施行する。

また、この改廃は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2004 年 8 月 21 日 一部改定

2005 年 8 月 20 日 一部改定

2013 年 8 月 1 日 一部改定

2014 年 7 月 1 日 一部改定

2021 年 1 月 22 日 一部改定

2021 年 10 月 28 日 一部改定

2022 年 8 月 25 日 一部改定

第2回ガバナー協議会
議長 澤 辰水 殿

2023-24 年度

336 複合地区ガバナー協議会

GMA 世話人 真鍋 隆
GMT コーディネーター 池原 堅
長期計画委員長 酒井 公一

長期計画委員会協議事項のお願い

前年度より協議事項として提出しているライオンズクラブ入会案内書パンフレットの作成&手順書に付いて第2回ガバナー協議会で再度、協議をお願いしたい。
一般社会に向けての入会案内書です。ミッション1.5もスタートした事でもあるのでPR活動の一環にもなりますのでご理解いただきたい。

① 入会案内書予算額について

パンフレット企画料金	¥77,000
パンフレット印刷、2000部各クラブ5部	¥24,200
送料、4キャビネット	¥2,200
合計金額	¥103,400 (税込み)

② 各地区ご負担額のお願い致します。

MD336(4地区)で拠出(4地区で拠出内訳は下記の通り)

- ・A地区キャビネット ¥36,730
- ・B地区キャビネット ¥22,314
- ・C地区キャビネット ¥21,498
- ・D地区キャビネット ¥22,858

③ 初回のみ紙ベースで各地区キャビネット事務局に1クラブ5部を見本として送付致しますので、各クラブに配布をお願いしたい。その他の書類はデータ送信します。

但し、その後は紙ベースの配布はせず、入会案内データで必要に応じ、パンフレット、クラブパンフレット見本、クラブ手順書見本等を添えて活用してください。

見積書

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区
長期計画委員会委員長 酒井 公一 様

2023年10月25日

有限会社滝川デザイン事務所
滝川 正雄

秋晴れの候 酒井様におかれましてはご健勝の事とお喜び申し上げます。
先日前話を頂きました、クラブ案内のカバーについてご報告させていただきます。

形式：A3 両面カラー印刷（二つ折り）

紙質：上質 110kg

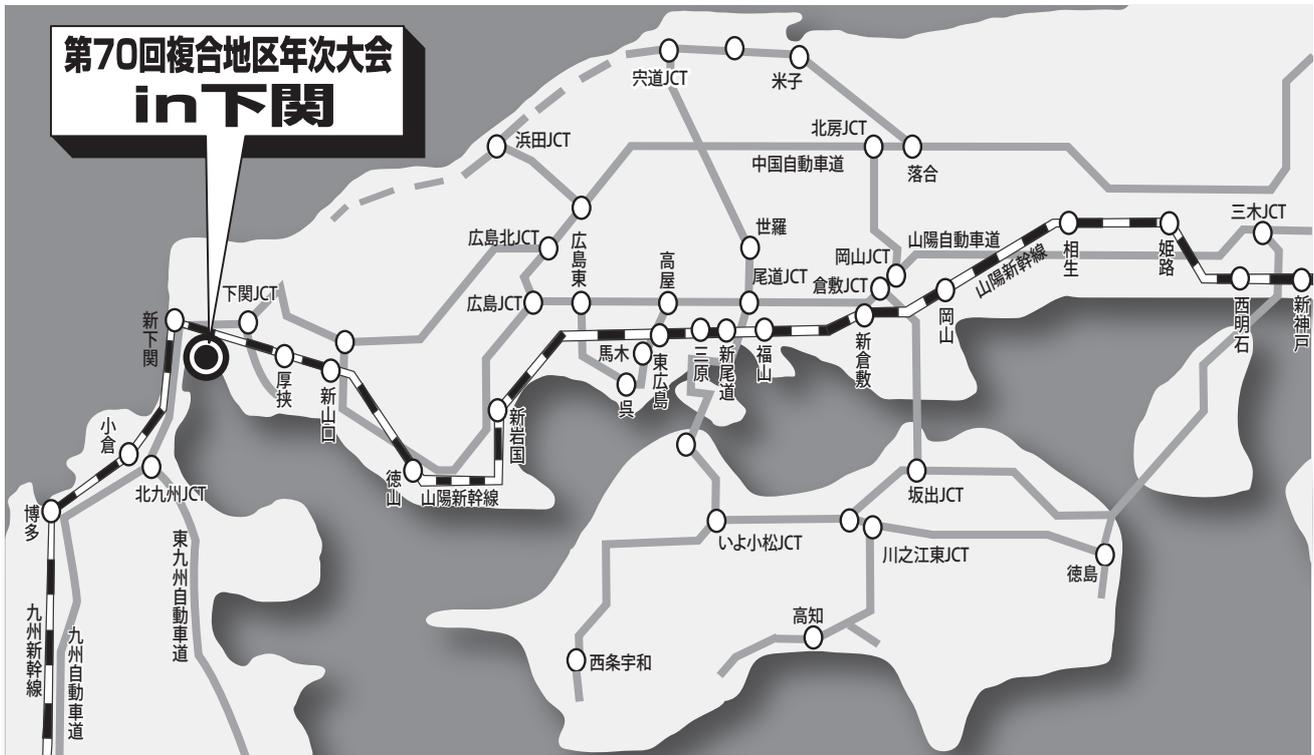
数量：2,000 部

納期：入稿して5日程かかります。

価格：企画 A3 両面 一式	=77,000 円（税込み）
印刷費 2,000 部 × @11 円	=24,200 円（税込み）
送料 / 4 箇所 × @500 円	=2,200 円（税込み）
合計	103,400 円（税込み）

以上 ご検収よろしくお願いたします。

アクセスマップ



●車でお越しの方

下関 I.C.から 15分。料金所から「下関市街」方面へ。棕野（むくの）トンネルを進んで下さい

●バスでお越しの方

JR 下関駅からバス 1分。「豊前田」下車徒歩 2分。

●徒歩でお越しの方

JR 下関駅から 7分。

駐車場情報



- 第1駐車場(普通車専用)屋内 ※日をまたいでの留置不可。

普通車 150台 (30分 100円)

営業時間：7:30～23:00 (最終入庫 21:00時)

- 第2駐車場(大型車・普通車)屋外 ※24時間入出庫可能。

普通車 31台 (30分 100円)

大型車 7台 (2時間以内 1,100円/24時間まで 2,200円)

営業時間：24時間営業

※どちらの駐車場も割引券をお渡しいたしますが、第1駐車場(普通車専用)に日をまたいでとめられますと割引がききません。

なお、第2駐車場は24時間入出庫できますが、普通車31台のみしかございませんのでご了承ください。ご注意の程、何卒宜しくお願い致します。

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区 第70回年次大会プログラム (案)

第1日目 2023年6月1日(土)

【記念ゴルフ大会】

場 所	下関ゴールデンゴルフクラブ 山口県下関市大字吉田地方字駒くらべ 1909-2 TEL: 083-282-2311
受付時間	7:00
スタート	8:00
参加費	5,000円 ※キャディー先着8組 要別途費用 ※プレー費自己負担
競技方法	18ホールのストロークプレイ(ダブルペリア方式)
登録人数	最大46組184名 ※先着順

【議事運営委員会】

時 間	16:30～17:30
場 所	海峡メッセ下関内

【前夜祭】

受 付	17:30～
祝 宴	18:30～20:30
場 所	海峡メッセ下関 4F イベントホール「アリーナ」 山口県下関市豊前田町 3-3-1 TEL: 083-231-5600
登 録 料	13,000円

第2日目 2023年6月2日(日)

【代議員分科会・代議員総会・大会式典】 ※登録料なし

場 所	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場「アリーナ」ほか 山口県下関市豊前田町 3-3-1 TEL: 083-231-5600	
代議員登録受付	1F 展示見本市会場「アリーナ」	8:00～8:40
資格証明委員会	海峡メッセ下関内	8:00～8:50
代議員分科会	国際理事候補者資格審査委員会 海峡メッセ下関内	9:00～9:45
	第一分科会・10F「国際会議場」	〃
	第二分科会・9F「海峡ホール」	〃
	第三分科会・8F「801大会議室」	〃
決議委員会	海峡メッセ下関内	9:45～9:55
代議員総会	1F 展示見本市会場「アリーナ」	10:00～11:00
一般登録受付		8:30～11:00
大会式典	1F 展示見本市会場「アリーナ」	11:15～12:45

**ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区 第70回年次大会 運営組織構成表(案)**

大会議長	336 複合地区ガバナー協議会議長	澤 辰水
大会副議長	336 複合地区ガバナー協議会副議長	藤井 信英
大会副議長	336 複合地区ガバナー協議会副議長	山崎もとみ
大会幹事	336 複合地区ガバナー協議会幹事	三口 巖
大会会計	336 複合地区ガバナー協議会会計	山崎 勝彦

大会顧問	元国際理事 渡部 雅文
	元国際理事 谷野 徹
	元国際理事 名越 勉

会計監査	
MD336 監査委員	弓場 秀俊
MD336 監査委員	松本 正福

企画	
MD336 運営委員長	松岡寿一郎
MD336 運営委員	松岡 哲也
MD336 運営委員	藤本 節男
MD336 運営委員	澤田 和寿
MD336 運営委員	斎藤 明子

総務	
336-A 第一副地区ガバナー	石井 淑雄
336-B 第一副地区ガバナー	上原 正樹
336-C 第一副地区ガバナー	鳴戸 大二
336-D 第一副地区ガバナー	神田 義満
336-A 第二副地区ガバナー	向 和人
336-B 第二副地区ガバナー	榎本 明
336-C 第二副地区ガバナー	西本 義弘
336-D 第二副地区ガバナー	日下 眞二

財務	
336-A 地区会計	大野 富彦
336-B 地区会計	佐々木孝之
336-C 地区会計	二神 好章
336-D 地区会計	楫 伸

特別顧問	
336 複合地区元協議会議長	岡村 聖爾
336 複合地区元協議会議長	矢野 敏明
336 複合地区元協議会議長	永井 義夫
336-D 地区名誉顧問会議長	中島 繁
336-D 地区元地区ガバナー	福代 明正
336-D 地区元地区ガバナー	藤本 幸嗣
336-D 地区元地区ガバナー	竹下 雅雄
336-D 地区元地区ガバナー	坂根 勝
336-D 地区元地区ガバナー	大羽 義定
336-D 地区元地区ガバナー	光貞 正明
336-D 地区元地区ガバナー	組嶽 晶一
336-D 地区元地区ガバナー	山根 健
336-D 地区元地区ガバナー	村上 昭治
336-D 地区元地区ガバナー	加藤 哲夫
336-D 地区元地区ガバナー	大野 美雄
336-D 地区元地区ガバナー	岩田 篤明

大会委員長	
勝本 竜一	
大会副委員長 336-D 7R1Z・2Z	
水野 大直	
関谷 博	
清水 精一	
弘中 武之	
川野 敏昭	
坂口 伸一	
岡本 匠史	
林 昂史	
石井 洋之	
中橋 明弘	
山本 親	
仁井 真司	

地区顧問	
336-D 7R.RC	吉村 武志
336-D 7R.1Z.ZC	中村 直樹
336-D 7R.2Z.ZC	内山 稔

大会事務局	
大会事務局長	田中 秀幸
大会事務局委員	下関 LC

ホストクラブ担当部会									
部会名	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会	第6部会	第7部会	第8部会	第9部会
	総務 前夜祭 記念誌	登 録 受 付	代議員総会	分科会 委員会	式 典	昼 食 会場内誘導 会場外警備	来賓接待 誘 導 売 店	記念ゴルフ	記 録
担 当 ク ラ ブ	下関 LC 下関維新 LC	下関長府 LC 下関新下関 LC	豊浦 LC	下関北 LC	豊北 LC 下関東 LC	下関西 LC 下関中央 LC	下関響灘 LC	菊川 LC	下関 LC
336-D 地区 7R1Z・2Z									

ライオンズクラブ国際協会 336複合地区第70回年次大会予算書（案）

収入の部				69回参考
科目	内訳	予算額	備考	予算額
複合地区大会費	11,547名×¥80×12ヶ月=11,085,120	11,085,120		11,705,280
雑収入		0		50,000
当年度収入合計（A）		11,085,120		11,755,280
前年度繰越収支差額	2023.6.30 会計報告	15,732,925		15,881,372
収入合計（B）		26,818,045		27,636,652

支出の部				
《 事務局費 》				
通信費	郵送・振込手数料・送料等	250,000		350,000
事務局費	人件費、家賃、光熱費、事務局用品費等	1,800,000		1,900,000
印刷費	封筒、コピー代等	200,000		400,000
会議費	部会、委員会費用	300,000		400,000
交通費	委員会支給交通費	250,000		250,000
雑費	登録システム	250,000		300,000
予備費		0		100,000
事務局費小計		3,050,000		3,700,000
《 大会費 》				
会場費	会場使用料	1,800,000		1,300,000
標識・看板費	会場内外看板	800,000		1,300,000
式典費	分科会・総会式典準備・記録	3,500,000		4,200,000
記念誌費	大会記念誌・パンフレット等	1,500,000		1,700,000
受付費	代議員証・参加証・リボン・手提げ袋他	300,000		300,000
総務・糧食費	スタッフ朝食・飲料等	300,000		350,000
交通・駐車場費	リハ時送迎用等（シャトルバス含む）	300,000		300,000
広報費		500,000		1,000,000
予備費		50,000		50,000
コロナ感染対策費		0		1,000,000
大会費小計		9,050,000		11,500,000
当年度支出合計（C）		12,100,000		15,200,000

当年度収支差額（A-C）		△ 1,014,880		△ 3,444,720
当年度繰越収支差額（B-C）		14,718,045		12,436,652

前夜祭登録料	500名出席目標（登録料¥13,000）	6,500,000		4,550,000
前夜祭費		6,500,000		4,550,000
前夜祭支出合計		6,500,000		4,550,000

記念ゴルフ登録料	160名参加目標（登録料¥5000）	800,000		750,000
記念ゴルフ費		800,000		750,000
記念ゴルフ費合計		800,000		750,000

※但し、必要に応じて科目間流用を認めるものとする。

2023.10.11現在

MD336運営マニュアル(第21版)制作 予算(案)

【収入の部】

科目	予算	備考
販売価格 ¥1,000 × 発行部数1,000冊	1,000,000	複合地区運営費「雑収入」
収入合計(a)	1,000,000	

【支出の部】

科目	予算	備考
印刷代	950,000	複合地区運営費「予備費」より拠出
送料	50,000	複合地区運営費「通信費」より拠出
支出合計(b)	1,000,000	
収支差額(a)-(b)	0	
合計		

〒700-0985
岡山県岡山市北区
厚生町3-1-15
岡山商工会議所6F

近畿日本ツーリスト

ライオンズクラブ国際協会336複合地区ガバナー協議会事務局 御中

謹啓 皆様には益々ご隆盛とお慶び申し上げます。
また、日頃よりお引立てを賜り御礼申し上げます。
以下ご査収ください。 謹白

No. SS-1258-20231025-0012-2311015

お支払いのご案内	お支払期限	2023年10月31日
	取扱金融機関	三菱UFJ銀行
	支店名	ききょう支店
	口座番号	普通1786107
	口座名	キンキニッポンツーリストカブシキカイシャ 近畿日本ツーリスト株式会社

恐れ入りますが振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。

近畿日本ツーリスト株式会社
広島支店
〒730-0032 広島県広島市中区立町
1-24有信ビル7F
TEL: 082-221-6112
事業者登録番号: T2010001187437
承認者: 福島 圭子
担当者: 金子 愛梨佳

請求書

ライオンズクラブ国際協会336複合地区ガバナー協議会事務局 様

No. SS-1258-20231025-0012-2311015
発行日: 2023年10月25日

ご請求金額	¥173,720-
-------	-----------



近畿日本ツーリスト株式会社
広島支店
支店長 増本 義伸

旅行期間 2023年11月02日～2023年11月06日
参加人員 1名
行先 アジア

項目 (摘要)	単価	数量	小計	税区分
大会登録料	¥19,000	1	¥19,000	対象外
オフィシャルコース代金	¥133,400	1	¥133,400	対象外
燃油・海外諸税	¥11,130	1	¥11,130	対象外
国内空港諸税	¥490	1	¥490	10%
国際会長晩餐会	¥7,500	1	¥7,500	対象外
企画料金	¥2,200	1	¥2,200	10%

取扱額	
10%対象	¥2,690
軽減税率8%対象	
8%対象	
免税不課税	
課税対象外	¥171,030
非課税	
お取扱総額	¥173,720
既受領額	
ご請求金額	¥173,720

<お客様用>
澤議長様

〒700-0985
岡山県岡山市北区
厚生町3-1-15
岡山商工会議所6F

近畿日本ツーリスト

ライオンズクラブ国際協会336複合地区ガバナー協議会事務局 御中

謹啓 皆様には益々ご隆盛とお慶び申し上げます。
また、日頃よりお引立てを賜り御礼申し上げます。
以下ご査収ください。 謹白

No. SS-1258-20231025-0009-2311015

お支払いのご案内	お支払期限	2023年10月31日
	取扱金融機関	三菱UFJ銀行
	支店名	ききょう支店
	口座番号	普通1786107
	口座名	キンキニッポンツーリストカブシキカイシャ 近畿日本ツーリスト株式会社

恐れ入りますが振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。

近畿日本ツーリスト株式会社
広島支店
〒730-0032 広島県広島市中区立町
1-24有信ビル7F
TEL: 082-221-6112
事業者登録番号: T2010001187437
承認者: 福島 圭子
担当者: 金子 愛梨佳

請求書

ライオンズクラブ国際協会336複合地区ガバナー協議会事務局 様

No. SS-1258-20231025-0009-2311015
発行日: 2023年10月25日

ご請求金額	¥177,950-
-------	-----------



近畿日本ツーリスト株式会社
広島支店
支店長 増本 義伸

旅行期間 2023年11月02日～2023年11月05日
参加人員 1名
行先 アジア

項目 (摘要)	単価	数量	小計	税区分
大会登録料	¥19,000	1	¥19,000	対象外
オフィシャルコース代金	¥133,400	1	¥133,400	対象外
燃油・海外諸税	¥11,130	1	¥11,130	対象外
国内空港諸税	¥490	1	¥490	10%
日本国内移動費	¥11,730	1	¥11,730	10%
企画料金	¥2,200	1	¥2,200	10%

取扱額	
10%対象	¥14,420
軽減税率8%対象	
8%対象	
免税不課税	
課税対象外	¥163,530
非課税	
お取扱総額	¥177,950
既受領額	
ご請求金額	¥177,950

<お客様用>
徳永委員長様



DRAFT

2023年11月17日

ライオンズクラブ国際協会

336-A 地区ガバナー 山崎 勝彦 様

336-B 地区ガバナー 藤井 信英 様

336-C 地区ガバナー 三口 巖 様

336-D 地区ガバナー 山崎もとみ様

11/16 第 2 回ガバナー協議会翌日に
この案内状を各地区へ配信予定

ライオンズクラブ国際協会

336 複合地区ガバナー協議会

議長 澤 辰水

2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長選任について

拝 啓 時下ますますご清祥にてライオニズムにご精進のこととお慶び申し上げます。

さて、第 2 回ガバナー協議会（2023/11/16 開催）において、次年度 336 複合地区ガバナー協議会議長選任について協議を行い、「336 複合地区次期協議会議長選任に関する覚書」（別添）に基づき選任することを申し合わせいたしました。

ガバナー各位に於かれましては、次期協議会議長就任を希望する前・元ガバナーへ意思表明をいただきますようご案内ください。

添付の届出書・推薦書をご記入の上、2023年12月10日（日）までに当職宛（336 複合地区ガバナー協議会事務局気付）で封書にてお申し出ください。※消印有効

何卒よろしくお願い申し上げます。

【案内配信後選任までの例年の流れ】

- ・ 12/10 以降で選任打合せ会を実施 年内？
出席対象者：ガバナー協議会構成員
第一副地区ガバナー
※第一副地区ガバナーにより作成された報告書を議長へ提出
- ・ 1/25 第 3 回ガバ協
※届出者名を協議事項に含める
※議長が報告書を開封し、次期議長予定者を発表



ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会
議長 澤 辰水 様

2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長立候補者「届出書」

私は、2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長に立候補いたします

届出日 2023 年○月○日

立候補者氏名 ○○○○

所属クラブ ○○○○ クラブ

ガバナー就任年度 ○○○○～○○○○年度

2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長立候補者「推薦書」

私は、2024～2025 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長として上記の者を推薦いたします

推薦日 2023 年○月○日

336-○地区ガバナー氏名 ○○○○

署名

336-○地区第一副地区ガバナー氏名 ○○○○

署名

立候補者所属クラブ会長氏名 ○○○○

署名

上記推薦を頂き、立候補の意思表示をいたします

立候補者本人の署名



昨年度版

2022 年 12 月 9 日

ライオンズクラブ国際協会
336-A,B,C,D 地区ガバナー各位
336-A,B,C,D 地区第一副地区ガバナー各位
(ガバナーエレクト候補者各位)

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会 議長 池原 堅

次期議長選任打合せ会開催のご案内

拝 啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の会合につきまして下記の通りご案内いたします。ご出欠について 12 月 13 日 (火)
迄にメール本文の URL よりご回答ください。
業務多忙の折から大変恐縮ですが、ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 : 2022 年 12 月 23 日 (金)
場 所 : 福山ニューキャッスルホテル 16F 「らん」
〒720-0066 広島県福山市三之丸町 8-16

時 間	内 容	出席対象役員
14:00~15:45	全体会議	※下記全役員 協議会議長 各地区ガバナー 各地区第一副地区ガバナー (ガバナーエレクト候補者)
15:00~16:00	選考会議	各地区第一副地区ガバナー (ガバナーエレクト候補者)
16:10~16:40	報告会議 (全体会議)	全役員
17:00~18:00	懇親会	全役員

出席対象：
協議会議長
各地区ガバナー・各地区第一副地区ガバナー (ガバナーエレクト候補者)

旅費負担：複合地区より当日現金にてお支払いいたします。

以 上

336 複合地区 次期協議会議長選任に関する覚書

複合地区会則 第5条 4. に基づき、ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。

しかしながら、第一副地区ガバナーがガバナーエレクトになってから会合を開いて、次期協議会議長を選任した場合、組織づくりなどで時間的余裕がないため、336 複合地区では次のように定めて運用するものとする。

- 1) 次期協議会議長就任を自薦・他薦を問わず希望する者は、第2回ガバナー協議会終了後から12月10日までに協議会議長に届け出なければならない。
- 2) 各第一副地区ガバナーは、12月11日以降、第3回ガバナー協議会開催予定日までに会合を開いて、現ガバナー協議会も加わり協議し総意で次期協議会議長を選出し、会合の報告書を作成する。
報告書には、会合開催の年月日・選出した次期協議会議長の氏名・所属準地区などを記し、第一副地区ガバナー4名の署名を施し、厳封して複合地区事務局気付でそれを協議会議長に届ける。
なお、次期協議会議長選出にあたっては、準地区間のバランス並びに機会均等になるように充分考慮する。
- 3) 協議会議長は第3回ガバナー協議会の席で厳封を解き内容を公表する。
- 4) 第3回ガバナー協議会では選出された次期協議会議長の資格要件を確認し、次期協議会議長を仮承認（内定）する。
- 5) 仮承認（内定）を受けた次期協議会議長は、第一副地区ガバナーが全員ガバナーエレクトに選任された時点で正式に署名し選任される。2名以上の第一副地区ガバナーがガバナーエレクトに選任されなかった場合は再度協議する。

附則：この覚書は2021～2022年度協議会議長選任のときから効力をもつ。

2020年1月25日 制定

2020年10月23日 一部変更（2項 文言追加）

2022年10月27日 一部変更（5項 署名・捺印 捺印を削除）

芸術部門

いけ だ やす し
池 田 靖 嗣

生年月日：昭和30年1月7日（61歳）

住 所：岡山市北区広瀬町



■表彰理由

池田氏は、平成25年「パブリックアートを蘇生する会」を設立。市民の生活に彩りや潤いを与えてくれるパブリックアート（屋外彫刻や壁画）が長年風雨にさらされ設置当時の姿を失い、ひいては街の魅力や品格を大きく損ねてしまうことを憂慮し、以来これらの清掃・修復活動に精力的に取り組んでいる。

これまでに、西川緑道公園や桃太郎大通り、第1回おかやまマラソン開催前の県総合グラウンド、浦安総合公園など県内で計71基の彫刻等を再生している。

彫刻メンテナンスは、地味な作業である。設置当時の技術、仕上げ技法などを推測しながらこつこつと作業を進めるのである。

氏は「再生作業は作品やその時代と対話する機会を与えてくれる。岡山という地方都市のストーリーが作品に内包されており、街中に点在する彫刻はいわば『タイムカプセル』である。貴重な街の記憶としての資産である彫刻（アート）を大切にし、市民が愉しみ、次の世代へ繋ぐことが私たちの責務である」と述べている。

本市への文化芸術に対する多大な貢献、また街の魅力向上に資したことを評価するとともに、今後もその活動を継続することを期待し本賞を贈る。

■略 歴

- 昭和63年 岡山市北区表町に「池田美術事務所」を開廊
- 平成22年 倉敷芸術科学大学 非常勤講師（平成26年まで）
- 平成25年 「パブリックアートを蘇生する会」を設立
- 平成26年 パブリックアートの再生・メンテナンス開始
- 平成27年 「まちなかアート再生事業」開始
岡山県文化連盟と事業に関する協定書締結
- 平成28年 第43回平成28年度 芸術部門 岡山市文化奨励賞受賞
受賞部門 「パブリックアートの再生」

佐藤智美 tomomi sato

1974年 岡山県倉敷市生まれ
1997年 岡山大学教育学部卒業



賞歴

2001年 第13回しんわ美術展 奨励賞受賞
2002～2004年 第14～16回しんわ美術展 入選
2005年 第22回FUKUIサムホール美術展 奨励賞受賞
第6回熊谷守一大賞展 入選
第17回しんわ美術展 奨励賞受賞
2006年 第23回FUKUIサムホール美術展 佳作受賞
2011年 第4回岡山県新進美術家育成I氏賞選考作品展 出品(天神山文化プラザ)
2014年 第7回岡山県新進美術家育成I氏賞選考作品展 出品(天神山文化プラザ)
2017年 第34回FUKUIサムホール美術展 入選

個展／グループ展 他

2006年 個展(アートガーデン：岡山)以後'08年まで毎年
個展(岡山ルネスホール内 公文庫カフェ：岡山)
2007年 アート・プログラム出品(岡山市民病院：岡山)同'08年
Supleビルエントランスホール展示(Suple：岡山)
グループ展「JAMIN」(Esprit Nouveau Gallery：岡山)以後'09年まで毎年
個展(GALLERY K：倉敷)
「アートの今 岡山2007」(天神山文化プラザ他巡回：岡山)
2009年 個展「溶けゆく気配をいとおしんで」(奈義町現代美術館：奈義)
グループ展「織・画・陶 4人展」(しをり：倉敷)
グループ展「SUGAR 5」(CAFE Z：岡山)
2012年 個展「ambience」(Esprit Nouveau Gallery：岡山)
個展(川崎医科大学付属病院内 ホリスティックギャラリー：倉敷)
2013年 個展「移りゆく季節の途中」(Esprit Nouveau Gallery：岡山)以後'17年まで毎年
2014年 個展(Esprit Nouveau Gallery：岡山)以後'18年まで毎年
2015年 個展「緑にそそぐ風」(Gallery Zephyrus：香川)同'16年
まちなかアート再生チャリティ展10×10(天神山文化プラザ：岡山)
2017年 グループ展「水の彩り」(岡アートギャラリー：岡山)以後'21年まで毎年
2019年 2人展「Duo-2 澗」(Esprit Nouveau Gallery：岡山)
あかいわART RALLY(赤磐)
2020年 グループ展「Exhibition 20×20」(淳風会健康管理センター内 SPACE VENERE：岡山)
個展(Esprit Nouveau Gallery：岡山)同'21年

パブリックコレクション 川崎医療福祉大学